

千葉県船橋市

臨時的任用職員登録説明会

1 条件等

- (1) 対象者 令和5年3月卒業見込みの者(既卒者も可)で、教員免許状又は栄養士免許状取得見込み(所有)の者
※事務職員希望の者については免許状不要
- (2) 職種 船橋市立小学校・中学校・特別支援学校の臨時職員<講師、養護教諭、事務職員(エクセル・ワードを使いこなせる方で、勤務当日からPC業務を担当できる方)、栄養職員>
- (3) 備考 採用については、臨時職員の任用が必要となった場合に、登録者の中から選考し、個別に連絡します。(学校への派遣については令和5年4月1日以降となります。)

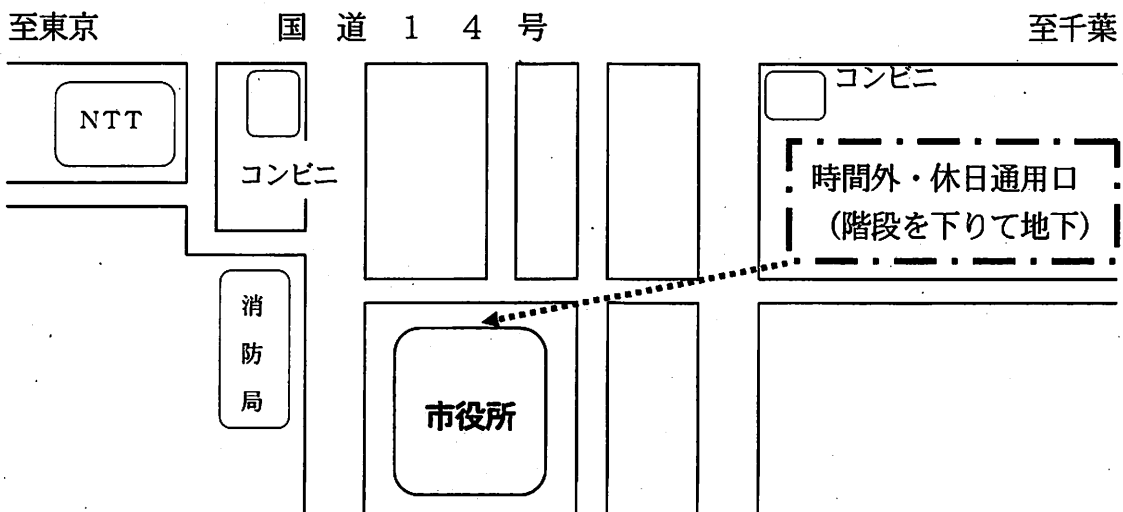
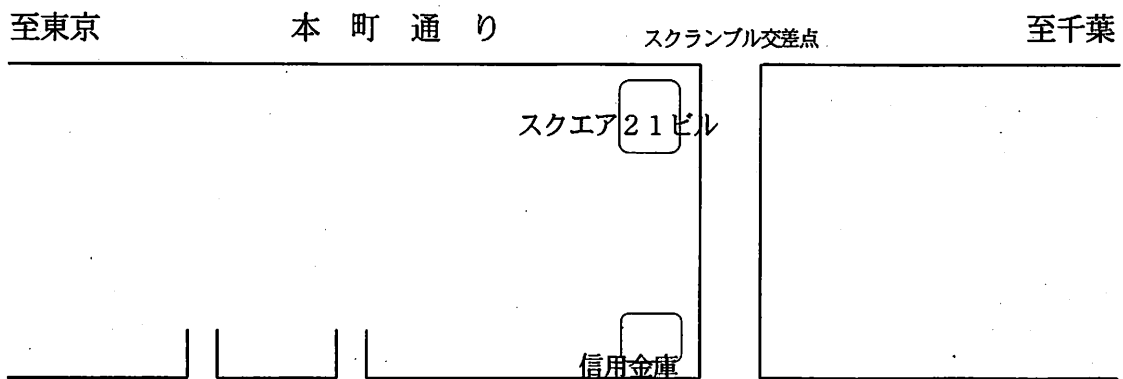
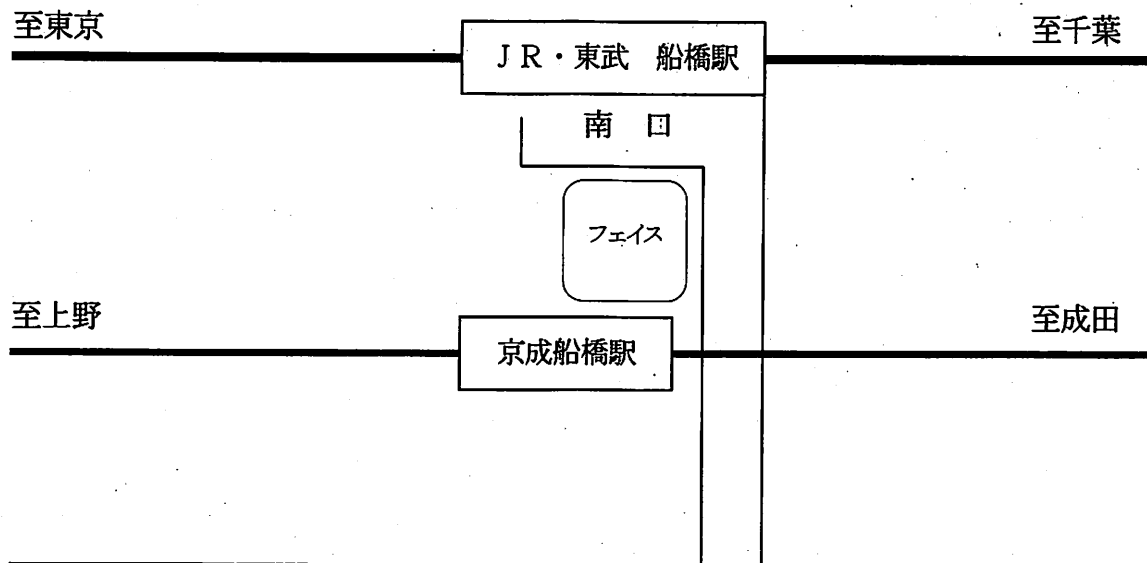
2 登録説明会

- (1) 日時 令和4年12月3日(土)
午前の部 9時～ 午後の部 13時30分～
受付は各部の30分前から開始
※日時の都合がつかない場合には別日に面接を行いますので、下記まで連絡願います。
- (2) 会場 船橋市役所 11階 大会議室
千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
- (3) 携行品
・顔写真(4cm×3cm)1枚
・筆記用具
・所有教員免許状 ※取得見込みの方は必要ありません。
- (4) 申込み
・12月2日(金)までにEメールにて申込み
メールアドレス：gakumu@city.funabashi.lg.jp
本文に氏名、年齢、性別、電話番号、学校名、取得見込み(所有)免許状、希望する時間帯(必ず午前か午後の別を明記すること)を記載願います。
(※受け付け完了のメールは返信されません。)
・メール送信が出来ない場合には電話でも受付けておりますので、下記まで連絡願います。
- (5) その他
・当日は閉庁日のため、「時間外・休日通用口」(正面玄関から向かって建物左側)を利用願います。(別紙案内図参照)
・ご不明な点は、下記に問合せ願います。
・当日は、マスク着用のうちお越しく下さい。

船橋市教育委員会 学校教育部
学務課 教職員係
電話 047(436)2855・56
Eメール gakumu@city.funabashi.lg.jp

船橋市役所（船橋市教育委員会）案内図

- ・所在地 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
- ・電話 047-436-2855・56
教育委員会 学務課 教職員係（直通）
- ・交通 JR総武線・東武アーバンパークライン 船橋駅下車 徒歩約15分
京成本線 京成船橋駅下車 徒歩約13分



自己申告書

令和 4年 11月 1日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名	船橋市教育委員会
事業所所在地	千葉県船橋市湊町2-10-25
代表者名	教育長 松本 淳

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

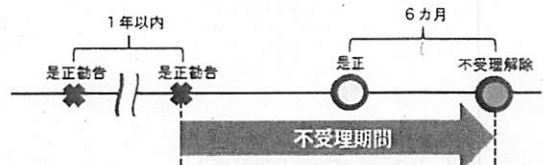
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

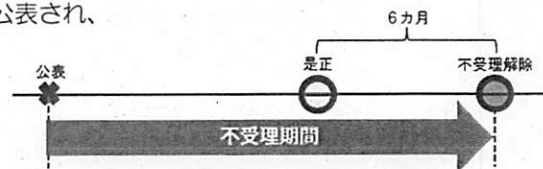
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



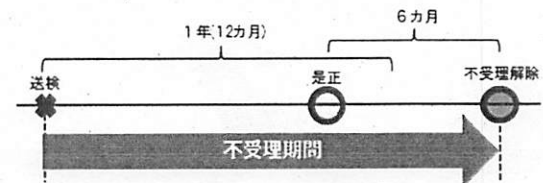
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

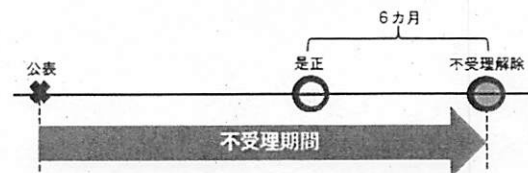
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
 ③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。